

京都市林産物需要拡大センター条例（平成17年3月25日京都市条例第57号）（産業観光局農林部林業振興課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町林産物需要拡大施設「ウッディー京北」を引き継ぎ、本市で生産される林産物（以下「地域林産物」といいます。）の需要を拡大するための施設として、京都市林産物需要拡大センター（以下「センター」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 センターの位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1

2 センターにおいては、次の事業を行います。

- (1) 地域林産物の紹介、展示及び販売
- (2) 地域林産物の銘柄の普及及び宣伝
- (3) 林業に関する情報の提供
- (4) 林業の振興に関する活動のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりです。

- (1) 開所時間 午前10時から午後6時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時30分から午後6時30分まで

- (2) 休 所 日 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

4 使用の許可その他センターを管理するために必要な事項を定めてい  
ます。

5 センターは、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けて  
います。

6 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行  
することとしました。

京都市林産物需要拡大センター条例を公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

京都市長 植本 賴兼

京都市条例第 57 号

京都市林産物需要拡大センター条例

(設置)

第 1 条 本市で生産される林産物（以下「地域林産物」という。）の需要を  
拡大するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市林産物需要拡大センター

位 置 京都市右京区京北周山町上寺田 1 番地の 1

(事業)

第 2 条 京都市林産物需要拡大センター（以下「センター」という。）にお  
いては、次の事業を行う。

- (1) 地域林産物の紹介、展示及び販売
- (2) 地域林産物の銘柄の普及及び宣伝
- (3) 林業に関する情報の提供
- (4) 林業の振興に関する活動のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開所時間及び休所日)

第 3 条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市  
長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開所時間 午前 10 時から午後 6 時まで。ただし、7 月 1 日から 8 月 3  
1 日までは、午前 10 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

休 所 日 水曜日（水曜日が国民の祝日に規定する法律に規定する休日

(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 研修室を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならぬ。

(利用制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(特別の設備)

第6条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第8条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(管理委託)

第9条 センターの管理は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号）による改正前の地方自治法施行令第173条の3に規定する法人で、市長が適當と認めるものに委託することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に旧京北町林産物需要拡大施設「ウッディー京北」の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第4条の規定による承認の申請を行ったものであって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第4条の規定による承認を受けたものは、第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

（関係条例の一部改正）

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 産業・消費生活関連施設の項中「産業技術研究所」の右に「、林産物需要拡大センター」を加える。

（産業観光局農林部林業振興課）